

施設の使用再開に伴うレジオネラ症への 感染防止対策について



厚生労働省は 2020 年 5 月 13 日、各都道府県(特別区及び保健所設置市を含む)衛生主管部局に対して、「施設の使用再開に伴うレジオネラ症への感染防止対策について」とする事務連絡を行ないました。

内容としては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、施設の使用の制限等の要請がなされている施設を再開する際には、レジオネラ症への感染防止対策を施設管理者等に周知する要請となっています。

具体的な例示としては、公衆浴場、遊泳用プール、特定建築物としています。公衆浴場については、従前より「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知)において「休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。」としています。

遊泳用プールについては、「気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備等の循環式浴槽と同様の設備が設けられている場合」も公衆浴場の対応に準じることとしています。

特定建築物については、「加湿装置、冷却水、給湯設備等」を管理が重要な設備としており、関連法令やマニュアル等により、必要な点検、措置を講ずることとしています。

レジオネラ属菌は残留塩素が無く、水が停滞・滞留する場所で増殖しやすくなりますので、上記例示以外の施設、設備においても、再開時には注意が必要と考えられます。

当社では、レジオネラ属菌の検査実施だけでなく、レジオネラ症防止対策のご相談も受けております。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2020 年 5 月 13 日付 厚生労働省事務連絡](#)

環境検査箇所 貝森繁基

The Knights of Environmental Science P C B 廃棄物を保管するお客様へ
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出をお忘れないようご注意ください。

期日は 6 月 30 日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。
<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf>

お問い合わせはこちら